

第6章 災害復旧・復興

第6章 災害復旧・復興

第1節 復旧・復興の基本方向の決定

1 災害復興対策本部の設置

大規模な災害により地域が壊滅し、社会経済活動に甚大な障害が生じた災害においては、町は、町長を本部長とする「災害復興対策本部」を設置し、各分野の災害復旧・復興活動の一元化を図る。

2 基本方向の決定

町は、被災の状況、地域の特性、住民の意向等を勘案しつつ、迅速な原状復旧を目指すか、又は更に災害に強いまちづくり等の中長期的課題の解決をも図る計画的復興を目指すかについて早急に検討し、復旧・復興の基本方向を決定する。

3 住民の参加

被災地の復旧・復興は、町及び県が主体となって住民の意向を尊重しつつ、国の支援を受けながら共同して計画的に行う。

この際、男女共同参画の観点から、復旧・復興のあらゆる場・組織に女性の参画を促進する。併せて、障がい者、高齢者等の要配慮者の参画を促進する。

4 国等に対する協力の要請

町及び県は、災害復旧・復興対策の推進のため、必要に応じ国、他の地方公共団体等に対し職員の派遣、その他の協力を求める。

第2節 原状復旧

1 被災施設の復旧等

- (1) 町その他の防災関係機関は、あらかじめ定めた物資、資材の調達計画及び人材の広域応援等に関する計画を活用しつつ、迅速かつ円滑に被災施設の復旧事業を行い、又は支援する。
- (2) 町その他の防災関係機関は、被災施設の復旧にあたっては、原状復旧を基本にしつつも、再度災害防止等の観点から、可能な限り改良復旧等を行う。
- (3) 一級河川以外の河川で町が管理を行う準用河川における河川の改良工事若しくは修繕又は災害復旧事業に関する工事について、実施に高度な技術又は機械力を要する工事を町に代わって国が行うことが適当と認められるときは、その事務の遂行に支障のない範囲内で、町に代わって工事を行うことができる権限代行制度により、国に対し支援の要請を行う。
- (4) 土砂災害防止事業の実施機関は、地盤の緩みにより土砂災害の危険性が高まっている箇所について、二次災害防止の観点から、可能な限り土砂災害防止対策を行う。
- (5) ライフライン、交通輸送等の関係機関は、復旧に当たり、可能な限り地区別の復旧予定時期を明示する。

2 がれきの処理

- (1) がれきの処分方法を確立するとともに、仮置場、最終処分地を確保し、計画的な収集、運搬及び処分を図ることにより、がれきの円滑かつ適切な処理を行う。
- (2) 損壊建物の解体等にあたっては、コンクリート、金属、木質系可燃物、プラスチック等の分別を徹底し、可能な限りリサイクルを図るよう努める。
- (3) 損壊建物の解体、撤去等にあたっては、粉塵の発生防止に努めるとともに、アスベスト等有害物質の飛散等による環境汚染の未然防止や、住民及び作業者の健康管理に配慮する。
- (4) がれきの処理に必要な人員、収集運搬車、処理施設等が不足する場合は、県（廃棄物・リサイクル課）に応援を要請する。

第3節 計画的復興の推進

1 復興計画の作成

- (1) 大規模な災害により地域が壊滅し、社会経済活動に甚大な障害が生じた災害においては、町は、自らが決定した復興の基本方向に基づき、具体的な復興計画を作成する。
- (2) 町の復興計画においては、町の復興、産業の復興及び生活の復興に関する計画を定めるとともに、その事業手法、財源確保、推進体制に関する事項について定める。
- (3) 復興計画を作成した場合は、県に報告するものとし、県は当該復興計画の内容を踏まえ、県としての復興計画を作成する。
- (4) 復興計画の作成にあたっては、計画策定の過程において、女性の参画を進めるとともに、復興計画に障がい者、高齢者等の要配慮者など多様な住民の意見を反映するよう努める。
- (5) 町は、必要に応じ、大規模災害からの復興に関する法律を活用し、国の復興基本方針等に即した復興計画を作成し、同計画に基づき市街地開発事業、土地改良事業等を実施することにより、特定大規模災害によって土地利用の状況が相当程度変化した地域等における円滑かつ迅速な復興を図る。

2 防災まちづくりの実施

- (1) 町は、必要に応じ、再度災害の防止とより快適な生活環境を目指し、住民の安全と環境保全等にも配慮した防災まちづくりを実施する。

防災まちづくりにあたっては、現在の住民のみならず将来の住民のためのものという理念のもとに、計画作成段階で町のあるべき姿を明確にし、将来に悔いのないまちづくりを目指すこととし、住民の理解を求める。

併せて、障がい者、高齢者、女性等の意見が反映されるよう、環境整備に努める。
- (2) 町は、既存の不適合建築物については、防災の観点から、その重要性を住民に説明し、町の再開発事業等の適切な推進によりその解消に努める。
- (3) 町は、防災まちづくりにあたっては、河川等の治水安全度の向上、土砂災害に対する安全性の確保、豪雨に対する安全性の確保等を目標とする。

また、ライフラインの共同収容施設としての共同溝の整備等については、耐水性等に考慮しつつ、各種ライフラインの特性等を勘案し、各事業者と調整を図りつつ進める。

3 事業の迅速、円滑化の促進

- (1) 町は、新たなまちづくりの展望、計画決定までの手続き、スケジュール、施策情報の提供等を住民に対し行う。
- (2) 町は、被災施設等の復旧事業、がれきの処理事業に当たり、あらかじめ定めた物資、

資材の調達計画及び人材の広域応援等に関する計画を活用しつつ、可能な限り迅速かつ円滑に実施するとともに、復興計画を考慮して、必要な場合には重点的に実施する。

第4節 被災者等の生活再建の支援

1 被災証明書の交付

町は、各種の被災者等支援措置を早期に実施するため、被災証明書の交付体制を早期に確立し、被災者に被災証明を交付する。

なお、災害時に被災証明書の交付が遅滞なく行われるよう、住家被害の調査の担当者の育成、他の地方公共団体や民間団体との応援協定の締結等を計画的に進めるなど、被災証明書の交付に必要な業務の実施体制の整備に努める。

●資料6-9 被災証明書[p. 319]

2 被災者台帳の作成

町は、必要に応じて、個々の被災者の被害状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努める。

3 災害弔慰金の支給等

町及び社会福祉協議会は、災害弔慰金及び災害障がい見舞金の支給、災害援護資金の貸付け、生活福祉資金の貸付け、生活再建支援金の支給等により、被災者の自立的生活再建の支援を行う。

4 税の徴収猶予及び減免等

町は、被災者の納付すべき地方税について、法令又は条例の規定に基づき、納税の緩和措置として期限の延長、徴収の猶予又は減免等の措置を講ずる。

5 住宅再建・取得の支援

町は、被災者の自力による住宅の再建又は取得を支援するため、次の支援措置を講じ、又は周知を図る。

- (1) 災害復興住宅融資
 - ア 建設資金
 - イ 購入資金
 - ウ 補修資金
- (2) 地すべり等関連住宅融資
- (3) 母子・寡婦福祉資金（住宅資金）

6 恒久的な住宅確保の支援

町は、必要に応じ、被災者の恒久的な住宅確保支援策として、災害公営住宅等の建設、公営住宅等への特定入居等を行う。

また、復興過程における被災者の居住の安全を図るため、公営住宅等の空き家を活用する。

7 安全な地域への移転の推奨

町は、災害危険区域等における被災者等の住宅再建にあたっては、防災集団移転促進事業等を活用しつつ、極力安全な地域への移転を推奨する。

●資料3-4 土砂災害警戒区域・特別警戒区域 [p. 263]

8 復興過程における仮設住宅の提供

町は、復興過程の被災者については、仮設住宅等の提供により、その間の生活の維持を支援する。

9 支援措置の広報等

町は、被災者の自立に対する援助、助成措置について、広く被災者に広報するとともに、できる限り総合的な相談窓口等を設置する。

また、被災地域外へ一時避難等を行っている個々の被災者に対しても、広報・連絡体制の構築に努める。

10 災害復興基金の設立等

町は、被災者の救済及び自立支援や、被災地域の総合的な復旧・復興対策等をきめ細かに、かつ、機動的、弾力的に進めるために、特に必要があるときは、災害復興基金の設立等、機動的、弾力的推進の手法について検討する。

第5節 被災中小企業等の復興支援

1 中小企業者に対する低利融資等の実施

町は、中小企業者の災害復旧を支援するため、各種貸付け等を行い、又はこれらの制度について周知する。

2 農林水産業者に対する助成・低利融資等の実施

町は、農林水産業者の災害復旧を支援するため、各種助成、貸付け及び利子補給を行い、又はこれらの制度について周知する。

3 地場産業・商店街への配慮等

町は、地場産業、商店街の復興に配慮するとともに、内外経済の潮流を踏まえ、成長産業のための基盤整備等により、地域が自立的発展の道を進めるような経済復興対策を講ずる。

4 支援措置の広報等

町は、被災中小企業等に対する援助、助成措置について、広く被災者に広報するとともに、相談窓口等を設置する。

第6節 公共施設の復旧

1 災害復旧事業計画の作成

町は、被災した公共施設の復旧について速やかに災害復旧事業計画を作成する。

なお、同計画には再度災害の発生を防止するための改良等を含めることにより、将来の災害に備える。

2 早期復旧の確保

(1) 迅速な査定の確保

町は、公共施設の復旧事業が国等の査定を受ける必要がある場合は、国等と協議しながら査定計画を立てるなどして、迅速に査定が受けられるよう努める。

(2) 迅速な復旧事業の実施

町は、実施が決定した公共施設の復旧事業が迅速に実施できるよう、請負業者の確保等必要な措置を講ずる。

3 財政援助の活用

町は、公共施設の復旧にあたっては、各種法律等に基づく財政援助を積極的に活用する。
なお、公共施設の災害復旧費用に対する財政援助を定めている法律等は、次のとおりである。

- ア 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法
- イ 公立学校施設災害復旧事業費国庫負担法
- ウ 公営住宅法
- エ 土地区画整理法
- オ 感染症予防法
- カ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律
- キ 予防接種法
- ク 農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律
- ケ 下水道法
- コ 激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律
- サ 都市災害復旧事業費国庫補助に関する基本方針

第7節 激甚災害法の適用

町は、激甚災害の指定を受ける必要があると認められた場合は、町は関係機関との密接な連絡のもとに、激甚災害の指定の促進を図る。

1 激甚災害の早期指定の確保

町は、大規模な災害が発生した場合、「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和37年法律第150号）」に基づく激甚災害の指定を受けるため、知事に対し、査定事業費等を速やかに報告する。

2 特別財政援助の交付手続き

激震災害の指定があった場合、町は速やかに関係調書等を作成し、県の主管課に提出する。